

産業廃棄物処理実績報告書提出の手引き（令和2年度実績分）

青森県では、産業廃棄物の処理実態を把握し、適正処理を推進するため、前年度の産業廃棄物処理実績を以下のとおり提出していただいております。

1 対象者

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に青森県の許可を受けていた(特別管理)産業廃棄物処分業者・産業廃棄物処理施設（廃棄物処理法第15条に規定される施設）設置者の方

【報告対象者】

1. 産業廃棄物処分業者
2. 特別管理産業廃棄物処分業者
3. 産業廃棄物処理施設設置者（処分業者以外）

2 報告の対象期間・内容

令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の青森県内（青森市及び八戸市を除く。）における産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分（中間処理・最終処分）実績

※ 青森市内及び八戸市内において移動式の処理施設により処分したものは今回の報告対象となりません。

3 報告様式

業者区分	報告様式
産業廃棄物処分業者 特別管理産業廃棄物処分業者	様式1「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書」
産業廃棄物処理施設の設置者（※自社処理のみ） ※（特別管理）産業廃棄物処分業者は様式1により回答してください。	様式2「産業廃棄物の処分実績報告書」

なお、各様式は青森県庁ホームページ内（下記アドレス）に掲載しておりますので御活用ください。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/sanpajisski-h21.html>

4 報告先

主たる処理施設の設置場所（移動式の処理施設にあつては駐機場所）を管轄する地域県民局環境管理部に提出してください。（管轄区域は別表1のとおりです。）

なお、駐機場所が県外又は青森市内にある場合は東青地域県民局環境管理部、八戸市内にある場合は三八地域県民局環境管理部となります。

また、青森市及び八戸市において移動式の処理施設により処分した実績については、そ

それぞれの市に報告することとなりますのでご注意ください。

提出先については報告依頼文にも記載をしておりますので御確認ください。

5 報告期限

令和3年10月15日（金）

6 報告方法

報告様式をダウンロードの上、電子メールによる提出とします。

7 問い合わせ先

県環境保全課（廃棄物・不法投棄対策グループ）又は報告先となる各地域県民局環境管理部までお問い合わせください。

8 作成時の注意点

（1）全般

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に青森県の許可を得ている業者を対象としていますので、令和2年度中に廃業した場合や許可の更新を行わなかった場合等においても報告が必要です。

報告書における処分量、委託料等の単位はt（トン）となります。m³を使用している場合は下記URLを活用して換算してくださるようお願いいたします。

<https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2019/03/20190314161613.pdf>

（産業廃棄物処理振興センターHPより）

（2）様式1

① 報告の対象は、青森県の（特別管理）産業廃棄物処分業許可業者で、令和2年度に青森県内（青森市及び八戸市を除く。）で処分を行ったものとなります。

※ 青森市内及び八戸市内において移動式の処理施設により処分したものは今回の報告対象になりません。

② 実績のない場合は実績記載箇所「なし」を選択し提出してください。

③ **排出場所には、実際に廃棄物が発生した事業所の所在地を記入してください。**

④ 記載に当たっては、別添の記載例及び様式中の参考事項に留意してください。

「廃棄物の種類」は選択式のため、プルダウン中から適した項目を選択してください。（項目は別表2のとおりです。）

⑤ 記入欄が足りない場合は様式をコピーして記載してください。

(3) 様式2

① 報告の対象は、産業廃棄物処理施設の設置者（自社処理のみ）で、令和2年度に青森県内（青森市及び八戸市を除く。）で処分を行ったものとなります。

なお、（特別管理）産業廃棄物処分業者は様式1での報告となりますので、様式2の提出は不要となります。（特別管理）産業廃棄物処分業者で自社処理を行った場合は、様式1に記載して提出してください。

② 実績のない場合は、空欄に「実績なし」と記載し提出してください。

③ 記載に当たっては、別添の記載例及び様式中の参考事項に留意してください。

④ 記入欄が足りない場合は、様式をコピーして記載してください。

(別表1)

地域県民局環境管理部所在地等

地域県民局環境管理部所在地・連絡先	管轄区域
東青地域県民局環境管理部 〒030-8570 青森市長島一丁目 1-1 青森県庁東棟 4階 電話 017-734-9185 FAX 017-734-8023 E-mail ao-kankyo@pref.aomori.lg.jp	東津軽郡 上北郡（野辺地町、横浜町、 六ヶ所村）
中南地域県民局環境管理部 〒036-8345 弘前市大字蔵主町 4 県弘前合同庁舎 1階 電話 0172-31-1900 FAX 0172-38-5318 E-mail HI-KANKYO@pref.aomori.lg.jp	弘前市、黒石市、五所川原市、 つがる市、平川市 西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、 北津軽郡
三八地域県民局環境管理部 〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田 7 県八戸合同庁舎 2階 電話 0178-27-5111(代表) FAX 0178-27-1922 E-mail HA-KANKYO@pref.aomori.lg.jp	十和田市、三沢市 三戸郡、上北郡（七戸町、六戸町、 東北町、おいらせ町）
下北地域県民局環境管理部 〒035-0073 むつ市中央 1-1-8 県むつ合同庁舎新館 1階 電話 0175-33-1900 FAX 0175-23-1853 E-mail MU-KANKYO@pref.aomori.lg.jp	むつ市 下北郡

※ 報告先については、主たる処理施設の設置場所（移動式の処理施設にあつては駐機場所）を管轄する地域県民局環境管理部となります。

ただし、駐機場所が青森市内又は県外にある場合は東青地域県民局環境管理部に、八戸市内にある場合は三八地域県民局環境管理部となります。

また、青森市及び八戸市において移動式の処理施設により処分した実績については、それぞれの市に報告することとなりますのでご注意ください。

(別表2)

「廃棄物の種類」の選択項目

1	燃え殻	26	(特管) 引火性廃油
2	汚泥	27	(特管) 腐食性廃酸
3	廃油	28	(特管) 腐食性廃アルカリ
4	廃酸	29	(特管) 感染性廃棄物
5	廃アルカリ	30	(特管) PCB等
6	廃プラスチック類	31	(特管) 廃水銀等
7	ゴムくず	32	(特管) 指定下水汚泥
8	金属くず	33	(特管) 特定有害鉱さい
9	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	34	(特管) 廃石綿等
10	鉱さい	35	(特管) 特定有害ばいじん
11	がれき類	36	(特管) 特定有害燃え殻
12	ばいじん	37	(特管) 特定有害廃油
13	紙くず	38	(特管) 特定有害廃酸
14	木くず	39	(特管) 特定有害廃アルカリ
15	繊維くず	40	(特管) 特定有害汚泥
16	動植物性残さ	41	(特管) 特定有害混合廃棄物 (内容は備考欄に追記)
17	動物系固形不要物		
18	家畜ふん尿		
19	家畜の死体		
20	令第2条第13号廃棄物		
21	混合廃棄物 (内容は備考欄に追記)		
22	建設混合廃棄物		
23	石綿含有産業廃棄物		
24	水銀使用製品産業廃棄物		
25	水銀含有ばいじん等		

※詳細な名称等ございましたら、備考欄への追記をお願いします。